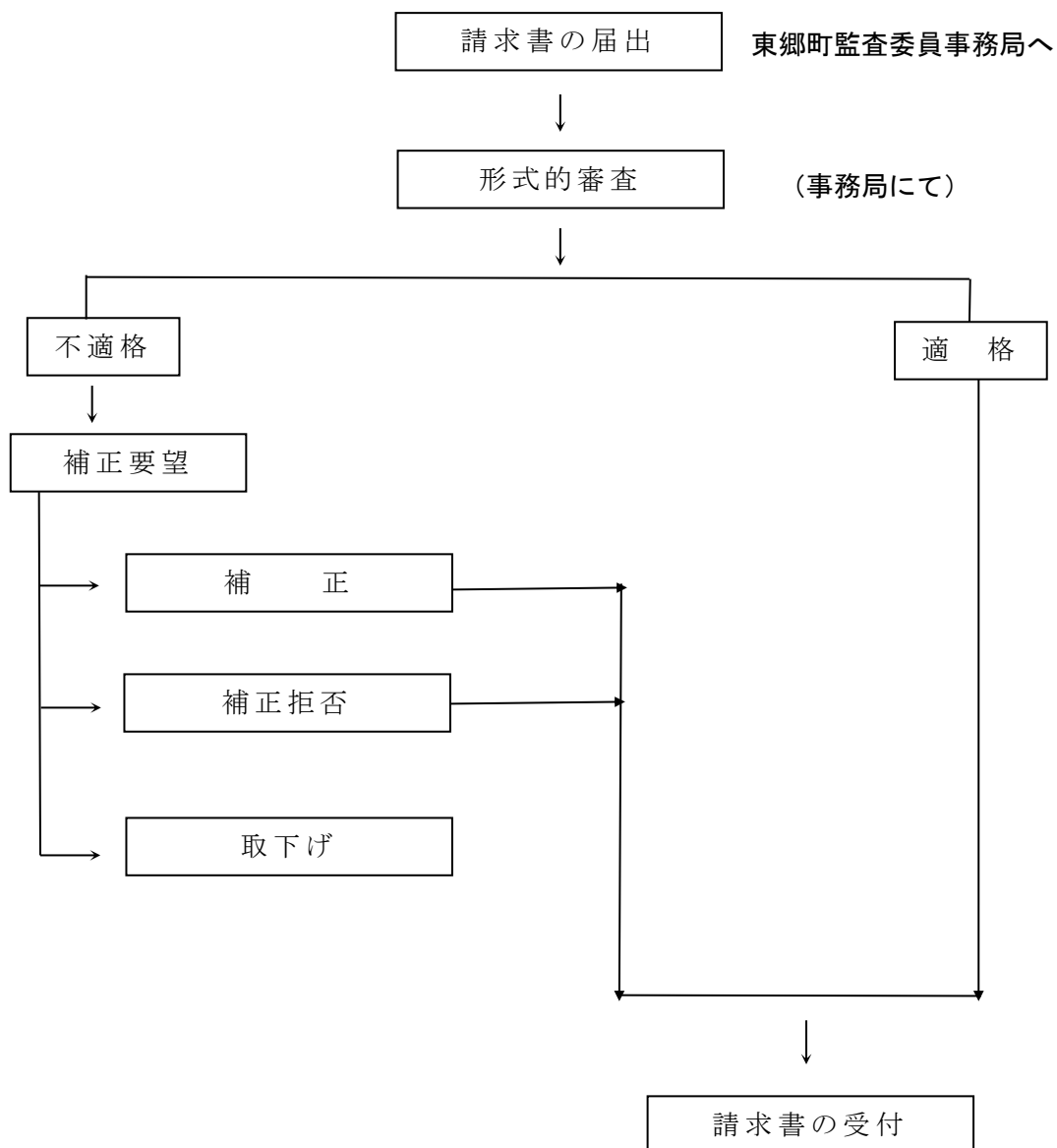
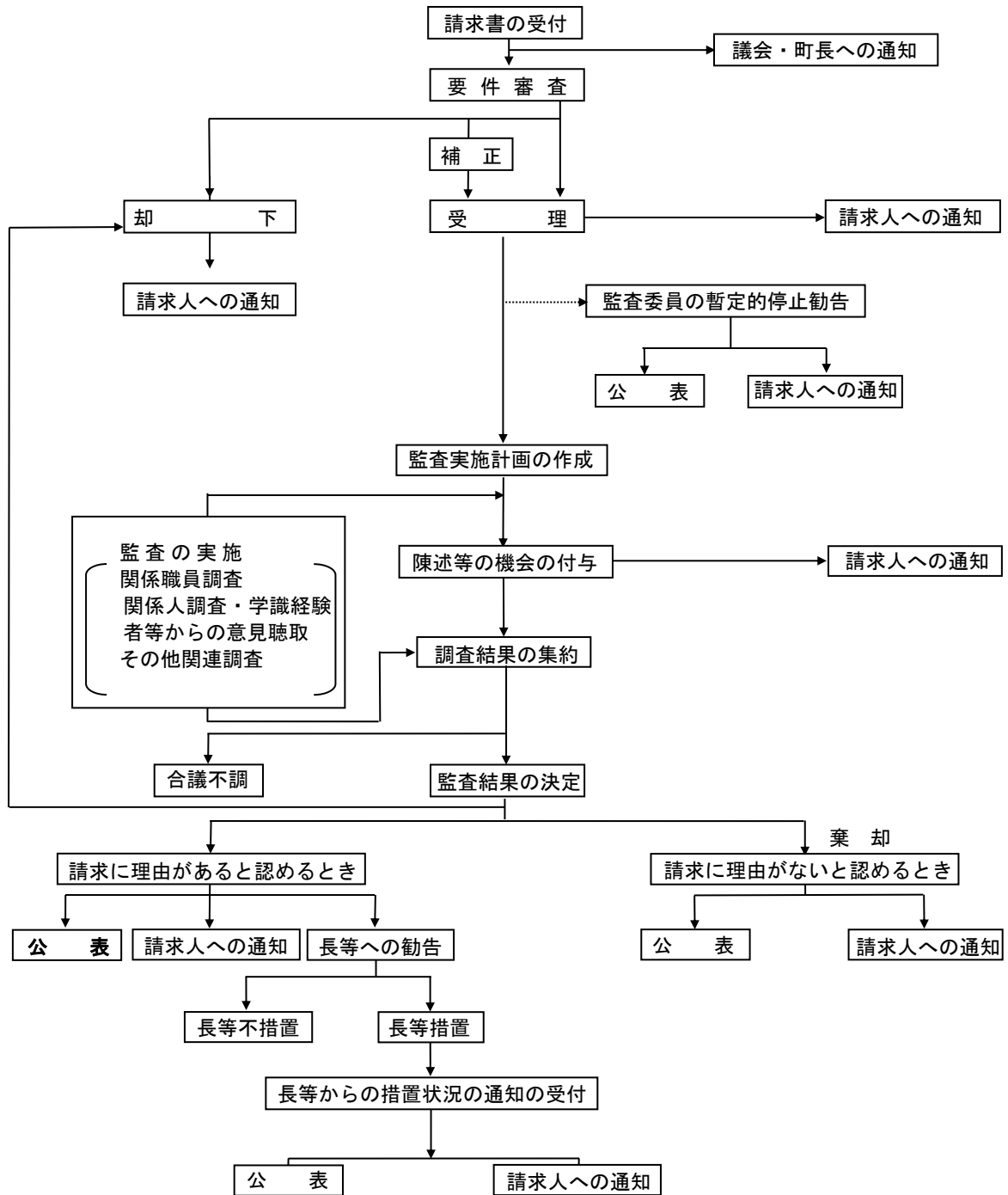


住民監査請求の流れ



これ以降は、監査委員が監査へ。
次のページを参照してください。

監査委員が監査



要件審査

提出された請求の形式や内容が地方自治法に定める住民監査請求の要件を備えているかどうかを監査委員が審査します。

要件を備えていないと判断した場合は請求を却下し、監査を行わない旨を文書にて通知します。ただし、補正により要件が具備されるものについては、期間を定めて請求の補正を求める場合がありますが、その間も監査期間は進行するため、基本的な要件を満たし、短期間に補正が可能で並行して調査を進めることができるものに限られます。

暫定的停止勧告

当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、回復困難な損害を避けるために緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命または身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害する恐れがないと監査委員が認めるときは、監査結果が出される以前の段階で暫定的な停止勧告を行う場合があります。

監査の実施

請求人による陳述や関係職員の調査等を行い、当該行為が違法又は不当であるかどうかを、監査委員の合議で判断します。違法又は不当であると判断した場合には、勧告すべき措置を決定します。

監査結果

監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会や町長等に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告します。

請求に理由がないと認めるときは、請求人に理由がないと判断した理由を通知します。

(棄却)

監査過程で要件を備えていないことが明らかになった場合は、その旨を請求人に通知します。

(却下)

監査委員の合議が整わず、監査の結果を出すことができなかった場合は、請求人に対しその旨を通知します。(合議不調)

監査請求に対する監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から 60 日以内に行うこととされています。

請求人は、監査結果若しくは勧告に不服がある場合等は、住民訴訟を提起することができます。